

Case : 175

知り合いの方を見ながら手を振ってしまい、崖に転落しそうになる

### 場面の説明

下り坂のカーブで知人と出会い、挨拶したためよそ見運転となり、誤って崖に転落しそうになった



利用シーン	 移動  外出
主な利用場所	 その他
介護保険の種目	 車いす
分類コード (CCTA95)	122124 (電動三輪車・電動四輪車)
介護テクノロジー	—
二次元バーコード	

### 解説

まず、このような状況の場所は極力通らないことが賢明ではないでしょうか。どうしても通らねばならない時にはそれなりの緊張感が必要です。ハンドル形電動車いすは操作が簡単だからと言って安全な乗り物ではありません。事例のようなわき見運転が危険なのは、ほかの車両と同じことです。

### 参考要因（要因の例であり、これだけが正解ということではありません）

- 人：よそ見運転をしてしまった
- 人：転落の危険がある崖沿いを走行していた
- 人：危険が伴う道を走行しているという緊張感に欠けていた
- 環境：転落の危険があるにもかかわらずガードレールが設置されていなかった

日付：	所属：	氏名：
-----	-----	-----

Case : 175

知り合いの方を見ながら手を振ってしまい、崖に転落しそうになる

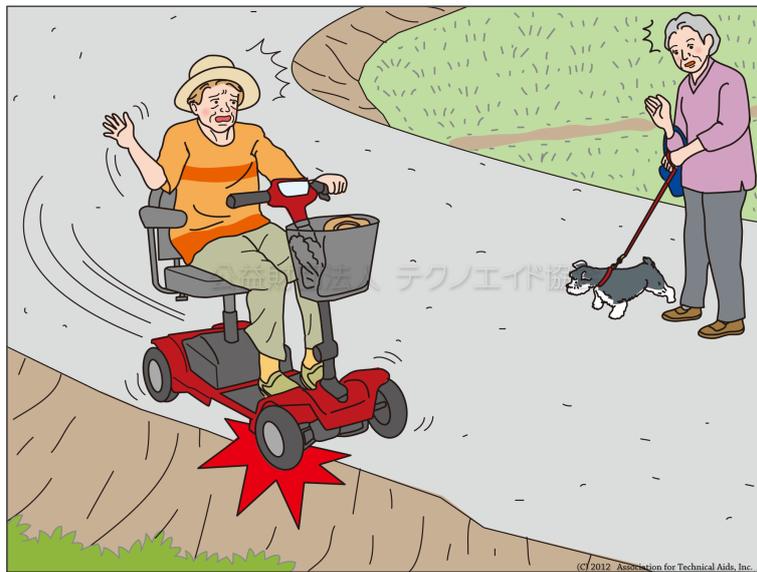
事例詳細



回答前に見ないこと

### 場面の説明

下り坂のカーブで知人と出会い、挨拶したためよそ見運転となり、誤って崖に転落しそうになった



どのような要因が考えられますか？	どのような対策が必要でしょうか？
人（本人・介護者・関係者）の要因	
モノ（福祉用具）の要因	
環境の要因	
管理の要因	

メモ